

改正

平成13年3月23日条例第2号

平成16年3月25日条例第1号

平成19年3月23日条例第2号

平成20年9月8日条例第49号

平成23年12月20日条例第45号

平成24年12月26日条例第101号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会条例

(設置)

第1条 議会の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに議会における政務活動費の額（以下「議員報酬、市長及び副市長の給料等の額」という。）について審議するため、高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問及び答申等)

第2条 市長は、毎年、議員報酬、市長及び副市長の給料等の額について審議会に諮問するものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 審議会は、前項の諮問に答申しなければならない。

3 審議会は、前項の答申のほか、議員報酬、市長及び副市長の給料等の額について審議し、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、その委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職

務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月8日条例第49号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行(中略)する。

附 則 (平成23年12月20日条例第45号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第101号抄)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。(後略)